

令和3年第5回東串良町農業委員会 会議録

日時：令和3年5月25日（火）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

令和3年第5回東串良町農業委員会会議録

令和3年第5回東串良町農業委員会会議録						
招集年月日		令和3年5月25日				
招集場所		東串良町役場委員会室（3階）				
開催の日時 及び宣言	開会	令和3年5月25日 午前10時00分			議長	豎山 秋敏
	閉会	令和3年5月25日 午前10時45分			議長	豎山 秋敏
農業委員	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名
出席数7名 欠席数0名	○	1	鶴丸 千尋	○	5	谷口 憲三
	○	2	福岡 みどり	○	6	木佐貫 一孝
	○	3	吉ヶ崎 弘一	○	7	大村 教男
	○	4	豎山 秋敏		8	
出席○ 欠席×						
	○		稲村 照隆	○		町永 次男
	○		上池 勝彦	○		松留 和江
	○		内村 初子	○		松留 立美
最適化推進 委員	○		村吉 博美	○		杉木 秀幸
会議録署名委員		5番	谷口 憲三	6番	木佐貫 一孝	
出席した事務局職員		局長, 次長	前田 秀一 駿河崎 哲郎	書記	出水 翔太 下橋 史弥	
会議に 付した 事項	日程第1	議案第23号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用 集積計画について			
	日程第2	議案第24号	非農地証明願による申請について			
	日程第3	議案第25号	農地あっせん委員の選任について			
	日程第4	議案第26号	令和2年度の目標及びその達成に向けた活動 の点検,評価について			
	日程第5	議案第27号	令和3年度の目標及びその達成に向けた活動 計画について			

開会 午前 10 時 00 分

議長（堅山）

皆さんおはようございます。

ただいまから定例総会を始めたいと思います。

全員出席で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和 3 年第 5 回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、5 番谷口委員と、6 番木佐貫委員にお願いいたします。

ここで、諸般の報告をいたします。

農業経営基盤強化促進法による貸借の合意解約が 8 件、16 筆、使用貸借の解約が 1 件 1 筆ありました。明細書につきましては、総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は、必ず議長の許可を受けてから、マイクを持って発言くださるようによろしくお願いいたします。

議長（堅山）

日程第 1 議案第 23 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転 1 件、使用貸借権が 1 件であります。

それでは順次、事務局の説明をお願いしたいと思いますが、資料 3 ページの使用貸借権の 101 番につきましては、借人が上池委員となっておりますので、先に質疑をさせていただきたいと思います。

東串良町農業委員会会議規則第 25 条によりまして、委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので上池委員へ退席をお願いいたします。

（上池委員退席）

議長（堅山）

それでは、事務局の説明をお願い致します。

事務局（下橋）

それでは、説明いたします。

3 ページをお開き下さい。

使用貸借権の 101 番、借人は池之原の〇〇さん、貸人は大崎町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。以上でございます。

議長（堅山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めます。

上池委員の入室を認めます

（上池委員入室）

議長（堅山）

引きつづき、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（下橋）

それでは、説明いたします。

2 ページをお開き下さい。

所有権移転の 43 番、譲受人は新川西の〇〇さん、譲渡人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、計 5 筆 6,923 m²で売買による移転でございます。

続きまして、4 ページをお開き下さい。

今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画については、13 筆 総面積 15,285 m²であり鹿児島県中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容です。以上でございます。

議長（堅山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めます。

よって、日程第1議案第23号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画については、原案どおり承認することに決しました

議長（堅山）

次に日程第2議案第24号非農地証明願いによる申請について議題といたします。

今回は申請が1件あります。

資料の6ページの〇〇さんの申請につきましては現地調査を行っておりますので、その結果を木佐貫委員長によりしくお願いいたします。

（木佐貫委員長現地調査報告）

それでは報告させていただきます。

令和3年5月20日火曜日に非農地証明願に係る現地調査が行われました。

出席したのは委員として、自分と上池推進委員、事務局から駿河崎次長、出水主事、関係者として、申請人の代理人である行政書士の浜田さんが出席されました。

申請地は農地の広がり10ha未満であると考えられることから第2種農地に該当するものと思われま

す。また少なくとも昭和56年頃から申請人の住居が建設されており農地への復元は困難であると思われま

す。以上の理由により申請地を非農地とすることはやむを得ないと思われま

す。以上で報告を終わらせていただきますので、ご審議をお願いします。

議長（堅山）

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めます。
よって、本案は非農地として承認することに決しました。

以上で日程第2議案第24号非農地証明願による申請についての審議を終えたいと思います。

議長（堅山）

次に、日程第3議案第25号農地あっせん委員の選任について議題といたします。

今回は、賃借権3件の申し出がございます。

本案につきましては、事務局の説明後、あっせん委員を選任していきたいと思います。

どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

（「事務局一任」の声あり）

議長（堅山）

事務局一任という声ございましたので、議題に沿ってあっせん委員を選任していきたいと思います。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（出水）

それでは、私の方で説明させていただきます。
資料9ページをご覧ください。

それでは最初に、〇〇さんからの農地賃借あっせん申し出について説明させていただきます。

申請地は議案書に記載されているとおり、計 1 筆 606 m²となります。
申請地周辺の農地管理者については 9 ページ右側の図面にあるとおりです。
以上で、説明を終わらせていただきます

議長（豎山）

ありがとうございました。

事務局一任という声がありましたので、〇〇さんの農地あっせん委員に稲村委員と上池委員を指名いたします。委員長は稲村委員にお願いしたいと思います。それでは引き続き事務局の説明をお願いします。

事務局（出水）

それでは引き続き、〇〇さんからの農地賃借あっせん申し出について説明させていただきます。資料の 10 ページをお開きください。

申請地は議案書に記載されているとおり、計 1 筆 966 m²となります。

申請地周辺の農地管理者については 10 ページ右側の図面にあるとおりです。

以上で、説明を終わらせていただきます

議長（豎山）

ありがとうございました。

事務局一任という声がありましたので、〇〇さんの農地あっせん委員に吉ヶ崎委員と松留和江委員を指名いたします。委員長は吉ヶ崎委員にお願いしたいと思います。それでは引き続き事務局の説明をお願いします。

事務局（出水）

それでは引き続き、〇〇さんからの農地賃借あっせん申し出について説明させていただきます。資料の 11 ページをお開きください。

申請地は議案書に記載されているとおり、計 1 筆 800 m²となります。
申請地周辺の農地管理者については 11 ページ右側の図面にあるとおりです。

以上で、説明を終わらせていただきます

議長（豎山）

ありがとうございました。

事務局一任という声がありましたので、〇〇さんの農地あっせん委員に吉ヶ崎委員と松留和江委員を指名いたします。委員長は松留和江委員にお願いしたいと思います。以上であっせん委員の選任を終えたいと思います。

よって、日程第 3 議案第 25 号 農地あっせん委員の選任については

ただいま指名いたしました方々にお願いすることに決しました。

議長（豎山）

次に、日程第4議案第26号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（出水）

それでは、私の方で説明いたします。

資料の13ページをお開きください。令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてご説明いたします。

なお新型コロナウイルス対策による会議の短縮を図るため、口頭での説明は主な項目のみとさせていただきますのでご了承ください。

それでは説明させていただきます。13ページ右側をご覧ください。

担い手への農地の利用集積・集約化については、町内の農地面積1377haのうち606haを担い手へ集積しております。令和2年度の集積目標は516haであり、令和2年度は活動目標を上回る実績を達成することができたものと思われま

す。次に14ページ左側をご覧ください。

新たに農業経営を営もうとする者の参入促進について、令和2年度は新規参入が0となっております、当初の目標である5経営体の参入を達成することはできませんでした。

以上で口頭での説明を終わらせていただきます。残りの項目については、各自で議案書をお目通しください。

議長（豎山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑は有りませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（豎山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（豎山）

異議なしと認めます。

よって、日程第4議案第26号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については、原案どおり承認することに決しました。

議長（豎山）

次に、日程第5議案第27号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活

動計画について議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局（出水）

それでは説明いたします。

資料の18ページをお開きください。

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてご説明いたします。

なお口頭での説明は主な項目のみとさせていただきますのでご了承ください。それでは説明させていただきます。18ページ右側をご覧ください。

担い手への農地の利用集積・集約化については、町内の農地面積1377haのうち担い手への農地集積面積が636haとなるよう目標を定めるものとします。これは現在の集積面積の維持にくわえ30haの新規集積面積を目指すものです。

次に新たに農業経営を営もうとする者の参入促進について、令和3年度は2経営体の新規参入を目指すものであります。

以上で口頭での説明を終わらせていただきます。残りの項目については、各自で議案書をお目通しください。

議長（堅山）

これより質疑に入ります。質疑は有りませんか。

吉ヶ崎委員

担い手農家の面積の確保についてなんですけど。今の農地法じゃ田畑を50アール以上持っていないと購入がだめとか、そういう規定があると思いますけど。新規で初めてこちらの東串良で農業をしたいと土地を購入したいと言った場合一反とか二反とか欲しいとハウスをするためにです、その場合は購入もできないと理解すればよろしいですか。

事務局（駿河崎）

今の説明につきましては、東串良町の下限面積がですね農地法のとおり5反ですね50アールとなっております。ですから、購入はできません。

吉ヶ崎委員

そしたら賃貸はできるということですか。

事務局（出水）

賃貸も原則5反以上持っていないとできないこととなっております。

事務局（駿河崎）

新規就農者ですよね。この件につきましては、農業委員会の立場と、農林水産課の立場、県外から就農をして定住をさせましょうと企画課、空き

家バンクとかそういった部分があります。今、話し合いも出来てないこと
もありまして、近隣で5反というところが東串良町と志布志町でございま
す。他の所はですね下限を下げたりしているところもあります。以上です。

ゼロからであれば、賃借をしてから5反今の現状でいけばですね5反借
りると、借りないと新規就農はできないということになります。

松留立美委員

前にも言ったんだけど50アール下げるのはどうすればいいのか。下限
を30アールとか。誰かわかるのはいるのか。

事務局（駿河崎）

お答えしますと、50アールを下げることはできます。農業委員会の方
で、下げるのは出来るのですよ。下げてもいいんですけど純粹に農地を確
保する方、転用をして土地ころがしをする方とか、いないとは思うのです
けど、そういったのを防止するために5反というのがあるんですよ。

松留立美委員

前言った時もそれがでたわけよね。審査の状態ではわかるのではないか。
ある程度は。今、吉ヶ崎君がいう新規就農者は認定農業者でもなればでき
るんだろうけど。認定農業者じゃない以上できないんでしょ。それをスー
ムズにするためにどうすればいいか考えてくれれば。質問があったわけだ
から。

今の質問につきましては、新規就農という部門で農林水産課とどうして
も連携していかなければならない部分があります。今後農林水産課と連携
して下限を下げるのか検討していきたいと思いますので、また。その時は
この場で図っていきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

鶴丸委員

あのですね、〇〇が〇〇の前を砂取り場を工事をしていて、あそこを売
った〇〇さんが私が作っているんだけどそこは1反あるんですよ。私の親
父が面倒をみていたので、その1反を〇〇さんが〇〇に買ってくれとあっ
たみたい。〇〇は私に買って欲しくないかときたので金額が高かったの
でこれじゃあわないとおいといていたんですよ。おいといていたら〇〇にそ
を買ってくれと値段は私は知らないけど、〇〇さんは営農をもってないか
ら購入が出来ないとそこは新規でもないから当然ですよ。

事務局（駿河崎）

鶴丸委員、今議案がですね3年度目標の議案でございますのでその他で
よろしいですかね。

議長（堅山）

他に何かございませんか。
なければ質疑を終結します。

議長（堅山）

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」）の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めます。

よって、日程第5議案第27号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画については、原案どおり承認することに決しました。

議長（堅山）

その他に入りたいと思います。

○各委員から意見

○事務局から意見

※6月現地調査：18日（金）

定例総会：25日（金）

申請締切：14日（月）

議長（堅山）

ほかにごございませんか。

なければ、本会議に返します。

以上、本日の議案はすべて終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和3年第5回定例総会を閉会いたします。